

病院の開設及び運営に関する基本協定書

富谷市（以下「甲」という。）と学校法人東北医科薬科大学（以下「乙」という。）は、富谷市誘致病院事業者候補者選定の結果及び令和7年10月29日に締結した「病院の開設及び運営に伴う基本的事項に関する覚書」に基づき、乙が新たに開設する病院（以下「本件病院」という。）の開設及び運営に関する具体的な事項について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。本協定の締結により、候補者を誘致病院事業者と位置付ける。

（目的）

第1条 本協定は、本件病院の開設及び運営に当たって、甲及び乙の双方が信頼と協力のもと、これらを円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。

（本協定の有効期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、本協定第8条第3項に規定する土地使用貸借契約に基づく貸付期間を満了した日を終期とする。ただし、甲及び乙が本協定の解除について書面により合意した場合は、その合意内容によることとし、本協定が同項に規定する土地使用貸借契約に基づく貸付期間を満了した日より前に終了する場合は、これに合わせて同条第1項に規定する土地使用貸借契約も終了するものとする。

（本件病院の開設目的）

第3条 本件病院は、富谷・黒川地域（富谷市、大和町、大郷町、大衡村の4市町村を指す。以下同じ。）の住民の生命・健康を守るため、救急・急性期の医療提供体制を確保するとともに、災害医療、新興感染症への対応など、地域住民の医療需要に応じた良質な医療を提供する中核的な病院として開設する。

（法令等の遵守）

第4条 乙は、本件病院の建設、運営など、本事業を進めるに当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

（信義誠実の原則）

第5条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（契約上の地位）

第6条 乙は、甲の事前の承諾がある場合を除き、本協定の契約上の地位及び本協定に基づく権利義務を、譲渡、担保提供その他その方法を問わず、これを処分できないものとする。

（本件病院の用地）

第7条 本件病院の用地（以下「本件土地」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 宮城県富谷市明石台十丁目46番地ほか（別添図面のとおり）
- (2) 用地面積 約33,350㎡
- (3) 地目 宅地

（土地使用貸借契約の締結）

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、令和10年8月末日までに甲を貸主、乙を借主、本件土地を目的物として土地使用貸借契約を締結する。ただし、甲又は乙の責めに帰することのできないやむを得ない事由により同日までの締結が困難な場合には、甲乙協議のうえ、当該期限を延長することができる。

2 土地使用貸借契約に基づく、本件土地の甲から乙への引渡しは、乙の現地立会いのもと、本件土地を

乙に引き渡すものとする。

- 3 本件土地の貸付期間は30年間とする。ただし、本件病院の存続期間中においては、貸付期間を更新できるものとする。
- 4 前項の貸付期間には本件病院の施設運用期間のほか、建物等の建設及び取去に係る期間を含むものとする。
- 5 本件土地の貸付料は、無償とする。ただし、第3項ただし書の規定による更新後の取扱いについては、甲乙協議するものとする。
- 6 乙は、本件土地の貸付期間満了時には、土地使用貸借契約に基づき建物その他の工作物を取去しその他本件土地を原状に回復して、本件土地を甲に返還するものとする。
- 7 乙は、甲の承認を得ないで本件土地の使用権を第三者に譲渡し、本件土地を転貸し、又は本件土地の使用目的を変更してはならない。
- 8 その他本件土地の貸付けに関する事項は、甲乙協議の上、別途、土地使用貸借契約により定めるものとする。

(支援)

第9条 本件病院の整備費用の一部について、甲は、乙に対し、甲の予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 開院後における救急医療体制及び急性期医療体制等を支援するため、病院運営に要する費用の一部について、甲は、乙に対し、甲の予算の範囲内で補助金を交付する。
- 3 甲は、本件病院の関係者及び利用者等のため、仙台市地下鉄泉中央駅と本件病院間のアクセスを確保することを目的に、一般乗合旅客運送事業者等と連携するとともに、民間路線バスなど公共交通機関の活用並びにシャトルバスの運行等を行う。
- 4 甲は、本件病院が富谷・黒川地域において円滑に病院運営ができるよう、甲をはじめとする富谷・黒川4市町村が公立黒川病院及び黒川医師会等と「医療連携支援等プラットフォーム」を構築し、本件病院との病院連携、地域医療連携等の推進を支援するものとする。

(本件病院の開設及び運営主体等)

第10条 本件病院は、本件土地に乙が開設し、これを乙が運営するものとする。

- 2 本件病院の開設及びその後の運営に係る経費については、乙がこれを負担するものとする。

(開設時期)

第11条 本件病院の開設時期は、令和13(2031)年度を目標とする。

(病床数)

第12条 乙は、本件病院の開設時に140床の病床を整備するものとする。

(医療機能の継続的提供)

第13条 乙は、富谷・黒川地域における医療需要を把握し、富谷・黒川地域での入院医療を要する中等以上の救急搬送患者の受入れ強化を目的とした病床を確保し、本件病院の存続期間にわたって救急医療等を提供するものとする。

(診療科目等)

第14条 乙は、地域の医療体制や医療需要等を考慮し、本件病院に必要な診療科目を確保するものとする。

- 2 本件病院の開設時の診療科目は、内科、外科、整形外科、精神科、小児科、産婦人科、眼科及び耳

鼻咽喉科とする。

- 3 乙は、前項の診療科目又は本件病院の統合、廃止等を行う場合には、事前に甲に対して報告するものとし、報告の内容に応じて、甲は乙に対して協議を求めることができるものとする。

(医療連携体制)

第15条 本件病院は、富谷・黒川地域の新たな中核的病院として、同地域の医療機関と連携・協力し、質の高い医療を提供する同地域の医療拠点としての役割を果たすものとする。

(救急医療体制)

第16条 本件病院は、二次救急医療機関としての機能を有し、宮城県知事に対して救急業務に関し協力する旨の申出をして救急告示医療機関の認定を受けるものとする。

(災害時の医療体制の確保)

第17条 乙は、富谷市地域防災計画に基づき、災害時医療拠点として甲との連携に努めるものとする。

- 2 乙は、甲及び医師会等の関係団体と協力し、地域の安全と安心に貢献するものとする。

- 3 乙は、本件病院の整備を行うに当たって、災害時の医療継続が可能となるような設備等の十分な備えを行うものとし、施設の一部を災害時の避難所等として活用できるよう整備するほか、平時から訓練を実施するなど乙の従事者全体の災害医療に対する意識の向上を図るものとする。

(新興感染症へ対応可能な体制の確保)

第18条 乙は、新興感染症に柔軟に対応できる体制を確保するものとする。

- 2 乙は、新興感染症の発生時において、宮城県からの要請に応じ、感染症指定医療機関等と連携して、入院を伴う感染症患者等を積極的に受け入れることができる体制を整えるものとする。また、甲が実施する新興感染症対策へ協力し、地域の感染症医療の拡充を図るものとする。

- 3 乙は、本件病院の整備を行うに当たって、新興感染症に柔軟に対応できるような設備等の備えや乙の従事者全体の新興感染症対応への強化に努めるものとする。

(健康づくりの拠点及び保健施策等への連携・協力等)

第19条 乙は、健康づくりに関するセミナーの開催、各種健(検)診の実施及び情報の発信等の地域住民の健康づくりに資する拠点としての機能確保に努めるとともに、甲が実施する保健・医療・介護・福祉施策等に対して連携・協力に努めるものとする。

- 2 甲は、住民の各種健(検)診の実施においては本件病院を積極的に活用するとともに、保健・医療・介護・福祉施策等の実施においても乙と連携・協力し、本件病院の活用を図るものとする。

(人材の確保及び研修)

第20条 乙は、本件病院において、医師、看護師及びその他の医療スタッフ等、十分な診療体制を確保するものとする。また、職種ごとの専門的研修を十分に受けた人材を適切に配置するほか、継続的に各種研修等によりスタッフ等のスキルアップを図るものとする。

(土壌汚染等)

第21条 乙は、本件病院の建設工事をするときは、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)及び公害防止条例(昭和48年宮城県条例第12号)の規定を遵守しなければならない。

(地域貢献等)

第22条 乙は、本件土地において病院の関係者及び利用者が利用するための十分な駐車場を整備するものとする。なお、駐車場の位置や台数、運用等に関しては、甲乙協議の上で定めるものとする。

2 乙は、公共交通及びこれを補完する交通手段の運用等に必要な乗降ポイント及び待合スペース等を提供するなど交通利便性の向上に向けた取組に協力するものとする。

3 乙は、町内会等が実施する地域行事等に協力するものとする。

(近隣住民等との協議)

第23条 本件土地の甲から乙への引渡後、乙は、本件土地の使用及び建築物等の建築並びにこれに付随する工事の実施に当たっては、近隣住民等との協議、調整等を自らの責任で行うとともに、十分な注意をもって本件土地を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意しなければならない。

2 前項の場合において、乙から要請があった場合には、甲は必要な協力を行うものとする。

(事業報告等)

第24条 乙は、本件病院の開設及び運営に関し、甲に対して適宜報告するものとし、また、必要に応じて甲から乙に対し報告を求めることができる。この場合において、報告すべき事項及び報告の時期は、あらかじめ、甲乙協議の上で定めるものとする。

2 乙は、本件病院開院後は、毎年1回、本件病院の経営・財務の状況等を甲に報告するものとする。

3 甲は、前2項に規定する報告に適正でないと思われる事項があるときは、乙に対し、協議を求めることができるものとする。

4 乙は、本件病院の開院後において、甲が求める役割や機能が継続的に果たされているか等について、甲が定期的に評価検討するモニタリング等への参加・情報提供・協力を行うものとする。

(協定の解除等)

第25条 甲又は乙が、本協定の趣旨に反する違反をし、その違反により本協定の目的を達成することができないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対し文書による催告をした上で、本協定を解除することができる。

2 甲又は乙が、本協定の解除又は一部変更を申し出た場合において、甲乙協議の上で合意したときは、本協定の解除又は一部変更を行うことができる。

3 前2項の規定による本協定の解除又は一部変更を行ったことにより、甲又は乙に損害が生じたときは、第1項の違反をした者その他当該損害の発生について責めを負うべき者において、当該損害を受けた者に対してその損害を賠償するものとする。その場合において、その賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

4 本協定の解除に伴い、本件病院に入院中又は治療中の患者で、本協定の解除の時までに治療が完了しない患者については、乙が適切に他医療機関へ引き継ぐものとする。

5 社会経済情勢の著しい変動、急激な物価上昇、医療資材・エネルギー等の供給状況の変化、法令の改廃、天災地変及び感染症の流行等、甲又は乙の責めに帰することのできない事情により、本協定に基づく事業の継続又は本協定の目的の達成が困難となるおそれが生じた場合には、甲及び乙は、地域医療への影響に十分配慮しつつ、誠意をもって協議を行い、本協定の内容の見直し、変更その他必要な措置について検討するものとする。

6 前項の協議を行った結果、本協定に基づく事業の継続又は本協定の目的を達成することが困難であると甲及び乙が合理的に認めた場合には、本協定の全部又は一部を変更し、又は解除することができるものとする。

(議会の議決)

第26条 本協定に定める事項のうち、富谷市議会（以下「議会」という。）による議決を必要とするものについては、議会において必要な議案が可決された後に、その効力が生じるものとする。

(その他の協議)

第27条 本協定の解釈に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。本協定の内容に変更を加えようとするときも同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和8年5月26日

甲 宮城県富谷市富谷坂松田30番地
富谷市
富谷市長

若山 裕俊

乙 宮城県仙台市青葉区小松島四丁目4番1号
学校法人東北医科薬科大学
理事長

高柳 元明

富谷市明石台東土地区画整理事業



凡 例

病院利用敷地範囲
約33,350m²

